

同時配信等に伴う権利処理の円滑化のため 対応が必要な課題 取りまとめについて

総務省情報流通行政局
情報通信作品振興課
令和元年12月18日

- 規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)などにおいて、ネット同時配信等に係る権利処理の円滑化について、総務省が課題を整理するとともに、文化庁がその検討状況を踏まえつつ著作権制度について必要に応じた見直しを行うこととされている。
- 総務省では、平成30年12月から、有識者で構成される情報流通行政局長の勉強会「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」を開催し、放送事業者へのヒアリングを通じて当該課題を取りまとめたところ。当該課題について文化審議会での検討を求めるべく、令和元年11月15日に、「同時配信等に伴う権利処理の円滑化のため対応が必要な課題 取りまとめ」を文化庁に提出。

「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」の概要

1 主な研究項目

- (1) 日本及び諸外国におけるネット同時配信等に係る制度、権利処理手続の実態、関連する政府の取組等
- (2) ネット同時配信に係る迅速かつ円滑な権利処理の実現に向けて必要な対応策の検討 など

2 構成員 (敬称略)

座長	内 山 隆	青山学院大学総合文化政策学部 教授
	音 好 宏	上智大学文学部 教授
	酒井 麻千子	東京大学大学院情報学環 准教授
	末 吉 亙	潮見坂綜合法律事務所 弁護士
	三尾 美枝子	紀尾井町法律事務所 弁護士

※オブザーバー

文化庁著作権課

経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課

「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」における検討

- 令和元年8月19日(月) 同時配信等に係る権利処理の実務上の課題に関するヒアリング①
- 同年10月3日(木) 同時配信等に係る権利処理の実務上の課題に関するヒアリング②
- 同年11月11日(月) 取りまとめ

- 「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」において、NHK及び民放在京キー局(5社)へのヒアリングを通じて取りまとめた標記課題の概要は以下のとおり。
- 放送事業者としては、同時配信等を円滑に実施するためには、一部の課題のみの解決ではなく、全ての課題への対応と改善が不可欠であるとの考え。なお、これらの課題には、放送事業者の要望により、著作権法上の課題にとどまらず、運用上の課題も含まれている。

取りまとめの前提:①民放各社の同時配信等の実施については、権利処理上の課題等の議論とは別に、各社が個別に経営判断により決定すべきもの、②権利者に支払うべき使用料等の額や支払いの在り方等は、別の場での検討が必要

1. 放送と別個に配信の許諾を得る必要があり手続的な負担が生じるもの

- (1) 著作権等管理事業者に著作権等の管理を委託していない権利者(アウトサイダー)との権利処理が課題
 - ・文芸(原作、脚本)
 - ・音楽(詞・曲)
 - ・レコード(原盤・実演) ※海外原盤の権利処理が不可能である課題も存在
 - ・映像実演
- (2) 個別交渉となるため、時間の効率化が困難
 - ・借用素材(スポーツ・報道・映画等の映像、写真、イラスト、美術等)
 - ・部分利用

2. 放送では不要な許諾が配信には必要となり手続的に困難なもの

再放送番組(特に不明権利者の搜索に時間を要する)

3. 著作権法の権利制限規定が放送のみに適用されるため問題が生じるもの

- ・営利を目的としない公の伝達(著作権法第38条第3項) →放送では、営利目的でなく、料金を受けない場合は、受信装置を用いて公に伝達可能
- ・政治上の演説等の利用(同法第40条第2項) →国の機関等で行われた公開の演説は、報道の目的上正当と認められる場合は、放送可能